

# 彦根市ひとり親家庭支援事業利用助成金交付について

## (趣旨)

ひとり親家庭の保護者が様々な理由によって、家庭における児童の養育が一時的に困難になった場合に利用する子育て支援事業の経費に対し、助成金を交付します。

## (助成の対象となる方)

彦根市内に住所を有し、小学6年生までの児童を扶養している、次のいずれかに該当する人。  
(※ ただし所得制限があります。)

- ・ 児童扶養手当の受給資格がある人。(所得制限により児童扶養手当を受給されていない方でも、受給資格がある場合は、助成の対象となる可能性があります。)
- ・ 配偶者と死別し、現に婚姻していない人で遺族年金や遺族補償を受けている人。

## (助成の対象となる事業)

- ・ ファミリー・サポート・センター事業
- ・ 一時保育(病児・病後児保育を含む)
- ・ シルバー人材センターの子育て支援事業

※ ただし、上記事業を利用された場合でも次のいずれかに該当する場合は支給対象外となります。  
詳細は下記問い合わせ先まで事前にお問い合わせください。

- ・ 利用時間の合計が10時間未満の場合。
- ・ 領収日から1年以上経過している場合やひとり親になる前に利用された場合。
- ・ 従業員割引あるいはそれに準じる形で利用料が減額される場合。
- ・ 公費負担が適用される場合。
- ・ (一時保育について) 英語教育等、習い事を目的に利用された場合。
- ・ (一時保育について) 親族・知人などに個人的に依頼した場合。
- ・ (一時保育について) 従業員のみ、在園児のみを対象にした一時保育を利用した場合。

## (助成の対象となる額)

利用金額(交通費、食事代、おやつ代、おむつ代等の実費負担分を除く)の1/2とし、助成限度額は1世帯あたり1年度35,000円です。

## (助成の申請)

助成を受ける人は以下をご準備の上、子育て支援課の窓口でお手続きください。

- ・ 領収書(領収日から1年以内の分に限り)
- ・ 利用明細書(利用日・利用時間の記載のあるもの)
- ・ 印鑑・振込先の通帳
- ・ その他市長が必要と認める書類(詳細はお問い合わせください。)

助成費用は請求後、およそ30日以内にご指定の口座にお振込予定です。

(問い合わせ先) 子育て支援課 TEL26-0994 (福祉センター2階)